

無形民俗文化財の登録制度のご案内

兵庫県では、令和3年度より国・県・市町の指定などを受けていない無形民俗文化財のうち、

- ① 県内で行われており、
- ② 昭和初期以前から伝えられている、
- ③ 地域の生活文化を理解する上で大切な祭り・行事

を「兵庫県登録無形民俗文化財」として登録し、保護を図っていきます。

登録されると、

- ① 公開事業や表彰、各種助成等に優先的に推薦します。
- ② 記録作成や用具等の整備に要する経費の一部を、予算の範囲内で補助することができます。

市町の文化財主管課からの意見に基づき、県教委が県文化財保護審議会の意見を踏まえ登録します。

登録に関するお問い合わせは、市町の文化財主管課までお願いします。

兵庫県の各地で伝承されている祭り・行事

兵庫県は、昔の国名で播磨、但馬、淡路の3ヶ国と摂津、丹波国の一部をあわせた旧5ヶ国からなっており、異なる風土をもつことが特徴です。この多様な個性を持つ地域に根ざし育まれた祭り・行事は、消滅あるいは変容したものもありますが、現在もなお数多く継承されています。このことが兵庫県の祭り・行事の特徴といえます。

県内各地区の祭りや行事の概要を、令和元年度に刊行した「兵庫県の祭り・行事調査」にとりまとめました。各地区の概要は兵庫県教育委員会のHPや、下記に掲載していますQRコードからご覧いただけます。

○総論

○神戸・阪神地区



○播磨地区



○但馬地区



○丹波地区



○淡路地区

